堺市監査委員公表第４号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和８年３月30日

堺市監査委員　伊豆丸　精　二
同　大　林　健　二
同　原　藺　子
同　澤　由　美

監査結果報告

第１　監査の種類

定期監査及び行政監査

第２　監査の対象

泉北ニューデザイン推進室

第３　監査の対象期間

令和７年度（令和７年４月１日～令和７年10月31日）
ただし、必要に応じて前年度以前及び下記第４の期間を含む。

第４　監査の実施期間

令和７年11月１日～令和８年３月30日

第５　監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。
監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

１　局共通項目

(1) 公有財産（土地・建物）の管理について

公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア　公有財産の管理

令和7年12月16日に近隣センター4か所の実地調査を行ったところ、防犯カメラを設置しているにもかかわらず、行政財産の目的外使用許可又は普通財産の貸借契約を行っていないものがあった。

（事業推進担当）

(2) 委託料について

委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア　再委託に係る届出

近隣センター管路施設清掃及び調査業務について、契約書では、受注者が業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ市と協議し、市の同意を得た上で、書面をもって市に届け出なければならないとされている。

しかし、受注者が第三者に、業務の一部である警備業務を再委託しているにもかかわらず、市は書面による届出を受けていなかった。

（事業推進担当）

イ　入札・随意契約結果の公表

委託業務の入札等結果のホームページ公表に係る事務マニュアルでは、予定価格が 100 万円を超える委託業務の入札・契約結果を市ホームページで公表することとされている。（なお、令和 7 年 10 月以降に入札の公告等を行った案件からは、予定価格が 200 万円を超える委託業務が公表の対象とされている。）

しかし、近隣センター管路施設清掃及び調査業務では、予定価格が 100 万円を超えているにもかかわらず、公表していなかった。

（事業推進担当）

(3) 負担金について

負担金に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(4) 補助金について

補助金に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(5) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア　切手等受払簿の整理

切手等受払簿の月締め処理時に記録管理を行う際は、物品取扱員が物品管理者へ月計報告を行い、物品管理者はその内容を確認し、切手等受払簿に確認した旨の自署又は押印をすることとされている。

しかし、4 月以降の月締め処理時に物品管理者が自署又は押印していなかった。

（企画推進担当）